

## 地方行政サービス改革の取組状況等(平成30年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名
430005	熊本県

### (1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】 全国(都道府県) 委託率
本庁舎の清掃			100.0%
本庁舎の夜間警備			100.0%
案内・受付			100.0%
電話交換			92.1%
公用車運転	○	業務の委託について、引き続き検討していく。	93.5%
学校給食(調理)			97.8%
学校給食(運搬)			100.0%
学校用務員事務			38.1%
水道メーター検針			100.0%
道路維持補修・清掃等			100.0%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%
ホームページ作成・運営			100.0%
調査・集計			100.0%

※平成30年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

### (2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】 全国(都道府県) 委託率
体育館	1	1	100.0%		0		95.3%
競技場 (野球場、テニスコート等)	2	2	100.0%		0		92.4%
プール	0	0			0		93.6%
海水浴場	0	0			0		57.1%
宿泊休業施設 (ホテル、国民宿舎等)	0	0			0		93.1%
休業施設 (公民館、海・山の家等)	0	0			0		96.3%
キャンプ場等	0	0			0		96.8%
産業情報提供施設	1	1	100.0%		0		53.1%
展示場施設、見本市施設	2	2	100.0%		0		97.5%
開放型研究施設等	0	0			0		26.9%
大規模公園	5	4	80.0%	平成31年度からの指定管理者制度導入に向けた検討を継続中。	0		87.7%
公営住宅	37	37	100.0%		0		67.1%
駐車場	2	2	100.0%		0		87.2%
大規模公園、斎場等	0	0			0		100.0%
図書館	1	0	0.0%	指定管理者制度を導入した場合のメリット・デメリットについて検討中である。	1	貴重資料の保存やレファレンスサービスなど、サービスの性質上、職員による対応が必要不可欠な業務があるため。	12.9%
博物館 (美術館、科学館、歴史館、動物園等)	6	2	33.3%	経費削減、業務効率化は本来の重要な文化資産であり、未開明な部分も多いことから、引き続き、直営・職員委託の体制を維持し、調査等の研究を進めていくこととしているため。	3	博物館の特別史跡を目指しており、調査で調査研究を行う必要がある。県内博物館ネットワークを県主導で構築していくことしており、引き続き県という立場で関係者間の連携を図っていく必要がある。	50.0%
公民館、市民会館	0	0			0		0.0%
文化会館	2	2	100.0%		0		92.2%
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	4	4	100.0%		0		67.7%
特別養護老人ホーム	0	0			0		100.0%
介護支援センター	0	0			0		100.0%
福祉・保健センター	2	2	100.0%		0		71.4%
児童クラブ、学童館等	0	0			0		85.7%

### (3)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況	対象部局				対象業務				【参考】 全国(都道府県) 実施率	委託率
実施済	委託有	首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計	97.9%	78.7%
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況	○	業務改革効果	○
------	---	--------	---

### (4)自治体情報システムのクラウド化

実施状況	実施時期	自治体クラウドへの移行時期	【参考】 全国(都道府県) 実施率	単独クラウド
実施済			0.0%	34.0%
○				

実施予定	実施時期	単独クラウド	【参考】 全国(都道府県) 実施率
○			

検討状況

実施しない理由

市内にクラウド環境を構築し、多量化による経費削減を実施。外部データセンターの利用については、ベンダーロックインが懸念されるため、将来の検討事項。

### (5)公共施設等総合管理計画

策定済	策定予定	策定予定時期
○	○	

【参考】  
策定割合(全国(都道府県))  
100.0%

### (6)地方公会計の整備

作成済	作成予定	作成完了予定年度	平成31年度以降
○	○		

【参考】  
作成割合(全国(都道府県))  
87.2%

(注1) 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2) 「作成済」の※印は、平成29年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により平成30年度中に財務書類の作成を行う団体